

鳥取市建設工事等で発生する建設発生木材の利用における実施要領

1 はじめに

現在、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、将来の世代も含めて人類が豊かに生きていける持続可能な社会を実現することが国の喫緊の課題となっている。

本市は、「鳥取市スマートエネルギータウン構想」（平成27年8月）を策定し、再生可能エネルギーの導入拡大とその活用による「エネルギーの地産地消」に取り組み、地域の環境と経済を統合的に向上させるエコシステムの構築を目指している。また鳥取市環境基本計画において、連携地域における持続可能な森林管理を進めることにより水源の涵養（かんよう）や地球温暖化の防止など森林の多面的機能を発揮させ、搬出木材等を地域エネルギーとして利活用していくことを定めている。

2 目的

現在のところ、本市が発注する建設工事等において副次的に発生する建設発生木材（支障木）は、鳥取県の定める「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（以下「県実施要領」という。）」に基づき、概ね以下のとおり処理されている。

- (1) 木材市場等に売却（運搬費・売却費を計上）
- (2) 再資源化施設に搬出（運搬費・処分費を計上）
- (3) 焼却施設に搬出（運搬費・処分費を計上）

※：優先順位は運搬費を含めた経費の経済性を考慮して決定。

※：「再資源化」とは、発生木材等建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為のこと。

しかし、近年増えている木質バイオマス関連施設の主な燃料は間伐材（未利用材）であるため、建設発生木材を木質バイオマスに利用することは、鳥取市環境基本計画に合致するものである。

このため貴重な地域資源である本市が発注する建設工事等で副次的に発生する建設発生木材の利活用を図ることを目的として「鳥取市建設工事等で発生する建設発生木材の利用における実施要領」を定める。

3 対象工事等

本市が発注する建設工事等（業務も含む）のうち、原則、次の（1）、（2）に該当するものを対象とする。但し、指定管理者制度等により施設運営の委託範囲内で発生した建設発生木材については、任意によるものとし、安全管理及び関係法令の規定に十分留意した範囲内において、地元等に配慮するための提供行為や管理者自らの利用等を認めるものとする。

- (1) 伐採を伴うすべての工事
- (2) 道路植栽管理業務委託、緑地管理業務委託等の管理業務など

4 実施要領

建設発生木材の活用、再生資源としての利用及び廃棄物処理については、経済的合理性を考慮して、次のとおり選定すること。(別添フロー図を参照)

なお、建設発生木材の排出者(処理責任者)は、処理の状況に関して適宜確認を行い、当該建設発生木材が適正に利活用又は処分されるように努めること。

(1) 現場内利用を検討する。(マルチング材、法面植生基材など)

(2) 木材市場等(表-1参照)に売却する。

- ・この場合、原則として2社以上から見積徴収を行い、運搬費も含めた経費が最も安価な木材市場等に売却すること。
- ・搬出後、確定した売却費(木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額)を工事請負費に反映し、変更契約を行うこと。

【表-1】鳥取県東部木材市場の例(参考)

市場名	受入施設(住所)	取り扱い規格
鳥取県森林組合連合会	八頭郡八頭町山上 363 番地 18	・用材木 長さ 3m以上 末口径 5 cm以上 ・雑木等 長さ 2m以上 末口径 8 cm以上
石谷林業(株)智頭支店	八頭郡智頭町市瀬 1438 番地 1	

(3) バイオマス関連施設(木質バイオマス熱利用システム施設及びバイオマス発電燃料加工施設)に売却する。

- ・施設の選定に当たっては、運搬費・売却費を含めた経費が最も安価な施設(表-2参照)を選定すること。
- ・バイオマス発電燃料加工施設に搬出する場合、「鳥取県森林組合連合会の認定団体が伐採を行うこと」と現場説明書に明記すること。

【表-2】鳥取県東部木質バイオマス発電燃料加工施設の例(参考)

会社名	受入施設(住所)
吾妻商事(有)	岩美郡岩美町浦富 3081 番地 21
鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西 2 丁目 431 番地
用瀬運送(有)	鳥取市用瀬町樟原
山陰丸和林業(株)八頭事業所	八頭郡八頭町上峰寺 386 番地 46

(4) 再資源化施設(廃棄物処理施設)に搬出する。

- ・施設の選定に当たっては、運搬費・処分費を含めた経費が最も安価な受入施設(表-3参照)を選定すること。
- ・発生した木材が、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた「産業廃棄物」である場合

は、産業廃棄物処理業許可施設に搬入し、植栽管理、緑地管理等の管理業務等で生じた「一般廃棄物」である場合は、一般廃棄物処理業許可施設に搬入すること。

【表-3】鳥取県東部再生資源化施設の例（参考）

会社名	受入施設（住所）
吾妻商事(有)	岩美郡岩美町浦富 3081 番地 21
(有)森本組	鳥取市湖山町東 2 丁目 245 番地
(株)原田建設	鳥取市数津 62-2
千代興業(有)	鳥取市上原字荒神原 489 番地

※：なお、(2) から (4) における、各部材の受入れ状況は下表（表-4）を参考とするが、個別の施設の受入状況の可否は、適宜問い合わせして、確認すること。

【表-4】各部材受入れリスト（参考）

施設名	処理方法	幹	枝葉	根株	備考
木材市場	売却	○	×	×	
バイオマス発電燃料加工施設	売却	○	○	×	
再生資源化施設	処分	○	○	○	

(5) 焼却施設（廃棄物処理施設）に搬出する。

- ・(1) から (4) のいずれにも該当しない場合には、焼却施設（表-5 参照）に搬出する。
- ・発生した木材が、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた「産業廃棄物」である場合は、産業廃棄物処理業許可施設に搬入し、植栽管理、緑地管理等の管理業務等で生じた「一般廃棄物」である場合は、鳥取市の焼却施設又は一般廃棄物処理業許可施設に搬入すること。

【表-5】鳥取県東部焼却施設の例（参考）

会社名	受入施設（住所）
(有)森本組	鳥取市湖山町東 2 丁目 245 番地
(株)原田建設	鳥取市数津 62-2
(株)白兔環境開発	鳥取市千代水 4 丁目 40 番地

5 木質バイオマス発電燃料の種類

木質バイオマスは、①未利用木材（間伐材等）、②一般木材（一般木質バイオマス）、③リサイクル木材（建設資材廃棄物等）の区分で売電価格が定められている。（固定価格買取制度）

公共工事で伐採する支障木は、一般木材に区分される。（未利用木材、リサイクル木材に該当しないため）

調達区分	未利用木材	一般木材	リサイクル木材
該当する主な木質バイオマ	・間伐材 ・主伐・除伐材（対象）	・製材等残材 ・その他由来の証明が可能	・建設資材廃棄物 ・その他の木質バイオマス

ス	森林由来 ^(※1) のもの ・支障木(対象森林以外で本体工事に伐採・搬出経費が見込まれているものを除く)	な木質バイオマス 例)対象森林以外からの主伐材、被害木・病害虫木、輸入材	
	ガイドライン ^(※2) に準拠した証明・分別管理が必要		ガイドラインに準拠した証明・分別管理が行われていないもの

※1:「対象森林」とは、①森林経営計画の対象森林、②保安林及び保安施設地区、③国有林野施業実施計画・公有林野等官行造林施業計画の対象森林のいずれかに該当する森林

※2:「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁、平成24年6月)

6 一般木質バイオマスの証明

木質バイオマスによる売電価格は、原料の調達区分(上記、5の①～③)によって買取価格に差があるため、原料区分を明確にし、厳正に運用することが求められており、I)伐採段階、II)加工・流通段階において由来を証明する制度(木質バイオマス証明制度)が適用され、各段階とも認定団体のみ実施することが求められる。I)伐採段階とは、事業箇所において立木を伐採する段階、II)加工・流通段階とは、伐採された木材を受入れチップ化しバイオマス発電施設に売却するために燃料化する段階のことをいう。

鳥取県では、各段階の認定団体の登録・審査事務を県の依頼により鳥取県森林組合連合会(県森連)が受託し、実施している。なお、各認定団体の最新情報は、下記URLで確認することができる。

なお、木質バイオマス証明書が発行されたものであっても、その性状や取引価値の有無等によっては、廃棄物と判断される場合があるため、注意すること。

【鳥取県森林組合連合会認定団体一覧】

URL http://www.torimori.com/Authorized_group.html

7 工事の留意点

- ・当初設計において各部材毎(幹・枝葉・根株)に数量を計上すること。
- ・現場説明書において各部材毎(幹・枝葉・根株)の搬出先・運搬距離等を明記すること。
- ・関係法令の規定に基づき、適切な処理を行うこととし、疑義が生じた場合、必要に応じて担当課と協議すること。

8 その他

この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定める。

9 施行期日

この要領は令和3年5月1日より運用する。